

# 市民みんなが快適にくらすために

生活環境が整い、快適にくらせるまち

## 1. 道路・交通体系の整備

### (1) 道路網の整備

基本的な都市基盤となる道路網として、高速道路、国道、道道、市道など広域交通体系の整備を促進します。

#### 高速道路・国道・道道

ア．高速道路「夕張～十勝清水間」の早期完成を目指し、利活用での地域振興を促進します。

イ．国道274号、452号、道道幹線と市道へのアクセスの充実に図ります。

ウ．道道札幌夕張線改良工事の整備を促進します。

エ．道道夕張長沼線の未整備区間の整備を促進します。

オ．道道夕張岩見沢線「夕張～万字間」の通年交通確保のため、整備を促進します。

カ．本町土地区画整理事業に併せた都市計画道路の整備を促進します。

キ．夕張スーパーパロダム関連事業の道道夕張新得線の整備を促進します。

#### 市道

ア．一般道並びに農道の整備については、地域間連絡、生活環境整備のため道路整備計画を設定して計画的に取り組みます。

イ．生活道路の整備については、歩行者の安全確保のため、歩道の設置・バリアフリー化に努めます。

ウ．幹線道路については、地域開発、観光開発、産業開発、市街地再開発計画及び街路事業との調整を図り整備に努めます。

#### 交通環境対策

除雪体制については、関係機関と連携し、除雪センター機能を充実するとともに、機動力を拡充し冬期交通の安全確保に努めます。

生活道路については、市民の組織活動などによって、理解と協力を深めながら、安全な交通の確保に努めます。

## ( 2 ) 交通体系の充実

市内を縦貫するＪＲ石勝線、北海道横断自動車道、国道２７４号、４５２号は、道東から道央、道南を結ぶ観光、物流輸送の拠点として重要な役割を果たし、道内経済の発展に大きく貢献しており、この交通アクセスを活用した企業及び観光客誘致などを図り地域振興施策を展開します。

また、市内の鉄道、バス路線については、地域の実態、市民ニーズを把握し運行ダイヤの見直しなどにより、生活路線維持確保に努め、交通体系の整備を促進します。

### 鉄道

新夕張駅を拠点に道東、道央、道南方面と市内線の接続を促進し、市民及び観光客の利便性の向上に努めます。

### バス

ア．人口の激減及びマイカーの普及により、恒常的に利用者が減少するなかで、利用者のニーズに対応できる効果的なダイヤ編成と路線の維持確保を促進します。

イ．安全で円滑な運行を維持するため、国並びに北海道の効率的な制度の運用を図り、バス事業の経営健全化対策を促進します。

## 2 . 公園・緑地の整備

自然に恵まれた環境を最大限に活用するとともに、自然の景観を取り入れ調和のとれたまちづくりに努めます。

### ( 1 ) 既存施設の整備

既存の都市公園、児童遊園については、地域の実態に応じた配置計画を行い、施設の更新など維持管理に努めます。

平和運動公園、郷愁の丘ミュージアムについては、施設整備の充実に努めます。

### ( 2 ) 計画的な造成

都市公園及び緑地帯については、地域毎に緑化重点地区を計画し、植樹などを奨励し、市民の手による都市景観をつくり出す運動に取り組みます。

### 3 . 土地の有効利用

土地は、生活及び生産を通して行われる諸活動の共通の基盤であり、限られた資源であります。土地の利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境との調和を図り総合的に取り組みます。

農用地は、農業の育成振興を図るため、未利用農地の流動化を進め、農業基盤の促進と生産性の向上を図ります。

また、現況農用地の森林などへの転換は、農用地として不適な傾斜地及び小規模分散地に限るものとし、優良農地の確保に努めます。

森林は、環境保全などの公益的機能を持っており、自然と調和を図りながら、森林事業を促進します。

宅地は、住宅地の確保と居住環境の整備を促進します。

地域開発を進めるにあたっては、自然環境との調整に努めます。

### 4 . 住宅対策の充実

管理している市営住宅のうち、入居率は、約74%で年々空家が多くなっています。

特に、住宅の老朽化の著しい空家が多い23団地については、「政策空家団地」とし、年次計画で入居者の移転を促進し、市営住宅の集約化による適正な管理戸数を図ります。

#### (1) 宅地の造成、供給

市民が良好な環境で定住できる環境整備を促進します。

良質、低廉な住宅地の供給を図ります。

#### (2) 住宅の建設

計画的に公・民双方による住宅街の形成を図ります。

低所得者、障がいのある人、高齢者などに快適なやすらぎの場を確保するための目的住宅について充実を図ります。

市民の住宅建設費の負担軽減を図るため「勤労者住宅資金貸付制度」の充実に努めます。

## (3) 老朽住宅

老朽住宅街並びに環境不良地区については、地域環境整備のため計画的に除却を促進します。

## 5 . 上水道・公共下水道の整備

### (1) 上水道の整備

上水道の整備については、引き続き施設の整備、近代化を図り、豊富で清浄な水の供給と漏水防止に努め、給水の安全・安定を確保し、経営の健全化に努めます。

基幹的施設の改良整備

旭町浄水場は老朽化していることから、施設整備を促進します。

施設の一元化

南部地区の給水を清水沢水系に切り換えるための施設整備を促進します。

### (2) 公共下水道の整備

生活污水、産業污水を衛生的に浄化して、河川など公共水域の汚濁を防止し水資源の保全を図ることは重要です。

市民生活の向上と本市のまちづくりの柱である観光都市の必要不可欠な施設として、他の事業との整合性を図りつつ公共下水道整備を促進し、経営の健全化に努めます。

清水沢以南の下水道

清水沢以南については、浄化槽設備事業などの実施に取り組みます。

## 6 . 廃棄物処理対策の充実

清潔で快適な生活環境をつくるため、廃棄物の処理体制の整備に取り組みます。

また、資源のリサイクル化やごみの減量化に努め、環境保全に向けた施設整備に取り組みます。

### (1) じん芥処理

一般廃棄物最終処分場については、リサイクル運動などを進め、市民の理解と協力によりごみの減量化に努め、環境保全に向けた施設整備を進めます。

現処分場は、平成24年度で埋立が終了することが予測されることから新処分場の建設に取り組みます。

資源の有効活用及び埋立ごみ減量化のため、新たな品目の分別収集と処理に取り組みます。

生ごみを含む可燃性ごみの処理については、「南空知地域ごみ処理広域処理検討協議会」において、広域処理の実施を目指し取り組みます。

ごみの不法投棄が多く発生しているため、監視体制や啓発活動の強化に取り組みます。

## (2) し尿処理

し尿処理施設については、下水道事業の進行状況を見極めながら、効率的な処理ができるよう機能の維持、整備を進めます。

## 7 . 公衆衛生施設の整備

葬斎苑、墓地、公衆便所、共同浴場などの公衆衛生施設については、施設、設備の維持、整備のほか施設周辺の環境整備、充実を図ります。

## 8 . 環境保全の充実

### (1) 森林の整備と保全

緑と水の源泉である多様な機能を持っている森林資源の確保と維持強化のための整備を図ります。

森林の整備と保全

国有林、民有林が一体となった森林整備を促進し、森林資源の増強と公益的機能を通して、自然環境の整備、保全に努めます。

森林の持つ公益的機能を高める森林施業に努めます。

また、市民がレクリエーションなど気軽に自然に親しむ場として、多面的に利用できるよう森林の利活用に努めます。

## ( 2 ) 緑化の進め

市内の緑化の保全を計画的に取り組みます。

市内の各流域にわたって河川緑地を整備促進し、自然と水に親しむ機会を創り出すよう有効活用を努めます。

緑化の進め

### ア．景観整備事業

市民参加・協働で取り組む、桜、紅葉など植栽による景観整備事業を年次計画で取り組みます。

## ( 3 ) 河川環境の保全

自然環境保全のため、河川整備を進め清流の確保を図ります。

河川の整備

ア．水源かん養保安林を中心に森林の整備を進め、良好な水資源かん養の機能向上を図ります。

イ．夕張川及び主要河川の水害危険区域については、堤防及び護岸施設の新設、改良工事を促進します。

清流の確保

ア．市民が自然と水に親しむ機会として、清流の確保に努めます。

## ( 4 ) 公害の防止

市民の健康の保持と快適な環境を確保するため、事業所における公害防止設備の整備促進、環境監視体制の強化など、公害防止を促進します。

公害規制の強化

ア．市民の健康と安全を確保するため、本市の諸条件に対応する公害規制を促進します。

イ．常に良好な環境を保持するため、公害の監視、測定機器の整備、充実を図ります。

公害防止設備の整備

ア．市内の公害規制対象事業所における公害防止設備の整備を促進します。

## 9 . 省資源・省エネルギー対策の充実

---

石油などのエネルギー資源は、大切な資源であり、そのほとんどを海外に依存しています。資源を大切にすることを高めるため、省資源・省エネルギー思想の普及とごみの再利用を促進します。

### ( 1 ) 省資源・省エネルギー思想の普及

節水、節電及びエネルギーの効率的利用について啓発活動に努めます。

### ( 2 ) ごみの再利用促進

ごみも貴重な財産のひとつです。資源として再利用に努めます。再利用を促進するため、啓発活動に努めます。